

令和8年度山形県移住・関係人口対応AIチャットボット構築及び運用保守業務

仕様書等に係る質問・回答

山形県 移住定住・地域活力拡大課

質問事項	質問内容	回答
仕様書10(6) ISMAP要件の解釈について	<p>仕様書10(6)に「本システムが稼働するクラウドプラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリスト(デジタル庁ISMAPクラウドサービスリスト)に登録されていること。」との記載がございます。</p> <p>本要件について、以下の2点を確認させていただきたく存じます。</p> <p>1. 本要件における「クラウドプラットフォーム」とは、本システムが稼働するIaaS/PaaS基盤(例: Google Cloud Platform、Amazon Web Services等)を指すものと理解してよろしいでしょうか。それとも、本システムとして提供するSaaSサービス自体がISMAPクラウドサービスリストに登録されている必要があるのでしょうか。</p> <p>2. 本システムの基盤としてISMAPクラウドサービスリストに登録済みのクラウドサービス(例: Google Cloud Platform)を利用し、かつ提供事業者がISO/IEC 27001およびISO 27017等の情報セキュリティ認証を取得している場合、本要件を充足するものとして取り扱っていただけるのでしょうか。</p>	<p>1. 仕様書10(6)に定める「クラウドプラットフォーム」とは、本システムが稼働するIaaS/PaaS基盤を指すものであり、本システムとして提供するSaaSサービス自体がISMAPクラウドサービスリストに登録されている必要はありません。</p> <p>2. 本システムの基盤としてISMAPクラウドサービスリストに登録済みのクラウドサービスを利用し、かつ提案事業者(受注者)自身がISO/IEC 27001およびISO 27017等の情報セキュリティ認証を取得している場合、本要件を充足するものとして取り扱います。</p>
企画提案募集要領の「3 応募資格に関する事項」-(1)-エについて	<p>「3 応募資格に関する事項-(1)-エ」に関しては、地方公共団体のオンラインによる問い合わせ対応業務に係る1年以上の契約実績がある場合、提案書提出時点で有していると理解してよろしいか。</p>	<p>地方公共団体のオンラインによる問い合わせ対応業務を、契約に基づき1年以上引き続き実施している場合、3(1)エで規定する「1年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいる者」に該当すると判断し、同号エの要件を満たすものとします。</p>
企画提案募集要領の6-(1)審査委員会の開催について	<p>プレゼンテーションの実施についてですが、TeamsやZoom等オンライン会議を用いての参加は可能でしょうか。</p>	<p>オンラインでの参加も可能とする予定です。審査委員会の詳細については別途、提案者へ通知します。</p>
企画提案募集要領の企画提案書(様式4)について	<p>別紙のページ数は「記載上の注意」2において上限10ページに含めるとされていますが、様式4(3ページ分)については、この10ページには含めないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式4(3ページ分)も上限10ページに含まれます。よって、様式4と別紙を合わせたページ数が10ページ以内となるよう作成してください。</p>
企画提案募集要領の仕様確認書(様式5)の(3)システムの機能要件について	<p>「県が指定する任意の情報を参照して」とありますが、対象となる情報の量を教えてください。</p>	<p>山形県移住交流ポータルサイト(https://yamagata-iju.jp)のほか、市町村の移住関係サイトや、県移住支援事業に関するFAQなどを想定しておりますが、現時点では情報量などは定まっておりません。</p>
企画提案募集要領の仕様確認書(様式5)の(3)システムの機能要件について	<p>「生成AIに対して回答する条件を指定するプロンプトを複数定義できること。プロンプトは必要に応じて、県担当者でも追加・編集・削除が可能なこと。」とありますが、具体的に想定している操作を教えてください。</p>	<p>移住相談でよくある問合せで、かつポータルサイト等には掲載されていない情報から回答する必要があると思われるため、県担当者で随時、プロンプトを追加・編集等を行うことが想定されます。</p>

質問事項	質問内容	回答
企画提案募集要領の仕様確認書（様式5）の（3）システムの機能要件チについて	機能要件：チなどから、生成AIとQA型のチャットボットの併用が前提と理解しますが、それらの連携はどのようになりますか？ 例1) まずQA型のチャットボットを検索して、答えが得られない場合、自動的に生成AIに問い合わせに行って、答えを返す 例2) QA型に聞くか、生成AIに聞くかエンドユーザーが判断する（それぞれのボタンを用意する）、等	質問内容をもとにシステムにおいて、QAを検索し固定文での回答を行う、QAにない場合は生成AIで回答を導き出すといった連携を想定しています。 エンドユーザーにおいて、QA型に聞くか、もしくは生成AIに聞くかを判断することは想定していません。
企画提案募集要領の仕様確認書（様式5）の（3）システムの機能要件クについて	機能要件：クに「県が指定する任意の情報を参照して回答を作成するRAG機能」とありますが、ここでいう「任意の情報」にファイル、Webサイト以外の想定はありますか？ またファイルの場合、どの形式に対応させる必要がありますか？（pdf, docx, pptx、等 機能要件：セには（Word、PDFとありますが、それらだけでよろしいですか？）	「任意の情報」にファイル、Webサイト以外は現時点で想定していません。 ファイルの形式として少なくとも、Wordファイル及びPDFファイルに対応させる必要があります。
企画提案募集要領の仕様確認書（様式5）の（3）システムの機能要件ツについて	機能要件：ツに「プロンプトを複数定義できること、また県担当様が編集可能なこと」という要件がありますが、イメージとして、システム管理画面でそれらプロンプトを定義し、それらのうち一つを実際に県担当様が設定する（ラジオボタンやプルダウンによる選択）というイメージでよろしいでしょうか？	機能要件ツのイメージとしては、管理画面上で県担当者が、プロンプトの追加・編集等が容易にできることを想定しています。
企画提案募集要領の仕様確認書（様式5）の（3）システムの機能要件テについて	機能要件：テに「利用者からの質問に対し、最適なプロンプトを利用する機能を有すること。」とありますが、具体的にはどのようなイメージでしょうか？ 上の通り、管理画面で県担当様が決定するというものでなければ、想定をお聞かせいただきたいです。	機能要件テのイメージとしては、利用者の質問の意図を汲み取り、管理者側で複数用意したプロンプトの中から、生成AIが最適なプロンプトを利用することを想定しています。
企画提案募集要領の仕様確認書（様式5）の（3）システムの機能要件ニについて	機能要件：ニは「技術動向等に応じて最適な生成AIエンジンを用いることができる仕組みにすること」といった要件になりますが、どの生成AIを用いるかの判断は管理画面より県担当様が設定するイメージでしょうか、もしくは裏側（システム側）でその都度その都度用いる生成AI（最適と思えるもの）を自動的に選択する形を想定していますでしょうか	どの生成AIを用いるかは、県担当で設定するのではなく、システム側で最適と考える生成AIを選択することを想定しています。
企画提案募集要領の8 契約締結等（4）について	募集要領8（4）において、「契約を締結するものが共同企業体である場合には、契約締結後速やかに共同企業体実施体制図を担当部署宛に提出すること」と記載されています。 上記体制図以外に提出するものがあれば、ある場合先に提出が必要、等があればご教示ください。	共同企業体として企画提案を行う場合、参加申込書についても共同企業体として提出いただく必要があります。その場合、募集要領4（1）で定める提出書類のイ・ウ・キ・クについては、共同企業体の全ての構成員について、4（2）で定める提出期限までに提出してください。
企画提案募集要領の仕様書の6（1）セについて	手動登録が想定されるドキュメント（Word・PDF等）のデータ規模について、おおよそのイメージ（件数やデータ量など）があれば教えていただけますか？	現時点で、件数やデータ量は定まっていません。
企画提案募集要領の仕様書の6（1）アについて	日本語以外の言語（英語・中国語等）での対応は、評価において考慮されますか？	企画提案募集要領の「7 企画提案書作成に係る質問・問合せ」の（3）に記載のとおり、評価に関する質問に対してはお答えできません。

質問事項	質問内容	回答
<p>企画提案募集要領の仕様書の10（5）について</p>	<p>システムを構成するAIアーキテクチャのコンポーネントについて、知的財産権の所有またはライセンスに関して、ISO27001やISMAPなどのセキュリティ認証とは別に、何かご確認事項はありますか？</p>	<p>本調達においては、ISO/IEC 27001やISMAP等の情報セキュリティ認証の有無とは別に、特定の知的財産権管理やライセンス形態を指定するものではありません。</p> <p>ただし、当該システムの導入および運用において、以下が前提となりますので御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が正当かつ継続的に利用できる権利が確保されていること ・第三者の知的財産権（著作権、特許権等）を侵害しないこと